

# 彙報

## 人口問題研究所官制

(昭和十四年八月二十五日勅令第六百三號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七條 書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

ス

第六條 研究官及研究官補ハ上官ノ命ヲ承ケ調査研究ヲ掌ル

二、於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ  
第五條 所長ハ厚生大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理

ス

- (2) 企畫班  
一、所内取締ニ關スル事項  
二、他ノ主管ニ屬セザル事項  
一、調查研究ノ統轄ニ關スル事項  
二、調查研究ノ企畫ニ關スル事項  
一、調查研究資料ノ蒐集整理及編成ニ關スル事項  
二、調查研究ノ連絡ニ關スル事項

## 調查部

### 第一班

一、人口理論ニ關スル調査研究事項

二、人口史ニ關スル調査研究事項

三、人口政策ニ關スル調査研究事項

四、人口ニ關スル統計學的調査研究事項

五、外國ノ人口事情及政策ニ關スル調査研究事項

六、其ノ他他ノ主管ニ屬セザル人口問題ニ關スル

一般の調査研究事項

### 第二班

一、民族及人種ニ關スル社會學的調査研究事項

二、民族政策ニ關スル歷史的調査研究事項

三、民族政策ニ關スル社會科學的調査研究事項

四、民族、人種ノ特質ニ關スル社會科學的調査研究事項

五、民族、人種ニ關スル自然科學的調査研究事項

### 第三班

一、人口問題ニ關スル社會學的調査研究事項

二、人口問題ニ關スル經濟學的調査研究事項

三、人口問題ニ關スル社會政策學的調査研究事項

四、人口問題ニ關スル地理學的調査研究事項

## 人口問題研究所事務分掌規程

人口問題研究所事務分掌規程左ノ通定メ昭和十四年八月二十五日ヨリ施行セリ

第一條 人口問題研究所ニ企畫部及調査部ヲ置ク

第二條 企畫部ニ於テハ企畫、連絡、庶務及他部ニ屬セザル事項ヲ掌ル

第三條 調査部ニ於テハ人口及民族ニ關スル調査研究ヲ掌ル

第四條 人口問題研究所ニ専門委員ヲ置キ専門ノ事項ヲ調査セシム

第五條 人口問題研究所ニ専門委員ヲ置キ専門ノ事項ヲ調査セシム

第六條 人口問題研究所ニ専門委員ヲ置キ専門ノ事項ヲ調査セシム

第七條 人口問題研究所ニ専門委員ヲ置キ専門ノ事項ヲ調査セシム

第八條 人口問題研究所ニ専門委員ヲ置キ専門ノ事項ヲ調査セシム

第九條 人口問題研究所ニ専門委員ヲ置キ専門ノ事項ヲ調査セシム

第十條 人口問題研究所ニ専門委員ヲ置キ専門ノ事項ヲ調査セシム

第十一條 人口問題研究所ニ専門委員ヲ置キ専門ノ事項ヲ調査セシム

第十二條 人口問題研究所ニ専門委員ヲ置キ専門ノ事項ヲ調査セシム

第十三條 人口問題研究所ニ専門委員ヲ置キ専門ノ事項ヲ調査セシム

第十四條 人口問題研究所ニ専門委員ヲ置キ専門ノ事項ヲ調査セシム

第十五條 人口問題研究所ニ専門委員ヲ置キ専門ノ事項ヲ調査セシム